

## 社会福祉法人朋輝福祉会 就職支援金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朋輝福祉会（以下「当施設」という。）の職員確保を充実させるため、就職支援金支給について定める。

### (定義)

第2条 就職支援金は、当施設の職員募集に直接応じて当施設に就職し、業務に支障なく精勤している場合に支給する。

### (支給対象者)

第3条 就職支援金支給対象となる職員は、正職員またはパート職員として採用された者の内、採用時に満 55 歳以下、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当施設のホームページの職員募集に応募し、正職員又はパート職員として採用された者
- (2) ハローワークからの紹介により、正職員又はパート職員として採用された者

### (支給基準)

第4条 就職支援金支給対象となる職員が、入職から 3 か月以上、業務に支障なく勤務して本採用となった場合に就職支援金を支給する。

### (支給金額)

第5条 就職支援金の支給金額は、次のとおりとする。

職種（正職員）	就職支援金	職種（パート職員）	就職支援金
看護師	150,000 円	看護師	80,000 円
特養介護職	150,000 円	特養介護職	80,000 円
デイサービス介護職	150,000 円	デイサービス介護職	80,000 円
訪問介護員	150,000 円	訪問介護員	80,000 円

### (支給方法)

第6条 就職支援金は、入職から 3 か月経過後の最初に到来する給料日に、正職員であっては 70,000 円を、パート職員にあっては 40,000 円を、また、入職から 1 年経過後の最初の最初に到来する給料日に、正職員にあっては 80,000 円を、パート職員にあっては 40,000 円をそれぞれ支給する。

### 附則

この規程は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。